

# 奈良県自然環境保全審議会 自然保護部会

## 会 議 録

1 日時：令和5年3月17日（金曜日） 14：30～16：15

2 場所：奈良公園バスターミナル レクチャーホール

3 出席委員

来場：岡崎委員、北口委員、坂口委員、松井委員

オンライン：深町委員

4 部会の成立

委員総数8名中、過半数の5名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により、本部会は成立する旨事務局から報告。

5 部会の公開について

報告事項「生物多様性なら戦略改定について」は公開とし、諮問事項「奈良県特定希少野生動植物ニセツクシアザミの指定解除について」は希少野生動植物の生息に関する情報が含まれており、保護の観点から非公開とすることを事務局より提案。委員から異議はなく、報告事項は公開、諮問事項は非公開となった。

6 議事

6-1 生物多様性なら戦略改定について（報告）

事務局より、生物多様性なら戦略の改定状況について報告。令和4年度より10年目の見直しに着手し、4回の改定委員会を経て作成した素案について、委員より意見を頂いた。

6-2 奈良県特定希少野生動植物ニセツクシアザミの指定解除について（諮問）

奈良県特定希少野生動植物ニセツクシアザミの指定解除について、事務局より経緯を説明。調査の結果、専門家よりニセツクシアザミとして指定された種はオオミネアザミであり、誤同定による指定であるとされ、奈良県にはニセツクシアザミは無いと結論づけられた。このため当該種の指定を解除するもの。諮問内容について、原案どおり議決された。付帯意見として、オオミネアザミの取り扱いを検討することとされた。

7 主な意見・質疑内容等

7-1 生物多様性なら戦略改定について（報告）

（松井委員）

生物多様性というものが、人との関わりだけの問題に置き換わっているように思い

ます。冒頭に書かれているとおり、豊かな自然が急速に失われていること自体が一番大きな問題です。代表的な生態系について、今どうなっているのかという状況を行政が把握するという意欲、決意みたいなものがほしい。

課題にあるタケ・ササ・クズについて、タケは外来種であり、里山にも侵入して困った問題であることはわかるが、ササ・クズは在来種であり、人間の土地利用のあり方の結果、漁夫の利ではびこっているだけ。これを緊急の課題として今後どのような対策を取ろうとするのか、なぜこれが取り上げられたのかが見えない。

素案の議論の過程については公開されるのですか。

(事務局)

人との関わりに偏っているというご意見は非常に重要な指摘であるため、改定委員会でそこについても詰めていきたいと思えます。

生物多様性なら戦略改定委員会の議事録については、ホームページで公表予定です。

(岡崎委員)

イノシシ・サル等の課題について触れないのですか。

課題に挙がっているササ・クズは、耕作放棄地で出てくるもので、ちょっと違うので整理が必要ではないでしょうか。

(事務局)

イノシシ・サル・アオサギなどの有害鳥獣全般についても触れる予定です。

ササ・クズについては、生物多様性に対してどんな被害があって、どういう問題を解決していくのかという点について整理をします。

(坂口委員)

概要版のまとめかたの問題とは思いますが、基本方針と目標のどちらが何を指しているのかがわかりにくい。基本方針の副題が「私たちの進むべき方向」となっているが、それと内容が合っていないように感じます。

(事務局)

基本方針については頻繁に変えるものではないと考え、今回は変更していません。優先順位だけを変えました。前回4番目にあった「科学的知見の集積による生物多様性の保全・再生に努めます」が、一番大切なことであるとの意見があり、1番目になりました。

(深町委員)

戦略の改定スケジュールはどうなっていますか。この審議会の意見は次期戦略に反映されるのですか。

(事務局)

今年度が素案の作成。来年度が本文案作成、再来年度にパブリックコメント、審議会、議会上程を予定しています。今回の審議会のご意見は、本文案作成に反映させていただきます。

（深町委員）

国家戦略がほぼ確定したので、奈良県としての独自性も大事にしながら、国レベル、国際レベルで大事なキーワードをどのような形で地域戦略の中に含めていくかが大切であり、ご検討いただきたい。またいろいろな人たちに関心を持って参加してもらうために、その部分を具体的に示しながら、今後の行動や社会が変わっていくことに向けて、新戦略として指針が示せるかがとても大事だと思います。企業とか、経済界とかが熱心に動いている部分もあるので、そういった力を単に連携というより、経済の仕組みだとかいろいろなところともっと積極的に係わるような形でできることは何なのかということも是非考えて頂くと良いと思います。

（事務局）

新国家戦略を読み込み、反映した案をお示しできるようにしたいと思います。

（松井委員）

3章～5章のところが非常に抽象的であり、踏み込んだ議論がなされておらず、物足りなさを感じる。生物多様性を県民のものとし、それを増進していく、あるいは自然の再生、回復を社会の人たちが自分事と考えられるような装置を作るという意味があるのだろうが、そのためにどうするのかというのが行動指針であり、目標だろうと思います。ですが、3章、4章の写真や挿絵は野外でちょっと触れるというものばかりで、それは非常に大事な部分ですが、それだけかなと。この中に出てくる多様な主体というのは、環境省が持ち込んできた概念だと思うが、焦点が時々ぼやけると思うのです。学校が出ていないことが残念。教育、市民の啓発、それから壊れた自然をどうするのか、その具体的な対策。これには土木工事も含むかもしれないし、獣害だったら個体数調整を極端に進めるとか、そういった社会的な動きを伴うようなことを計画の中に含めないと、次の一歩にはならないと思いますが、そこまでのことが書かれていないと感じます。そういった方向性をぜひ盛り込んで頂きたい。

また、金銭的な問題はあると思いますが、先頭を切って生物多様性の普及を行う機関が奈良県にはまだない。標本を見たいとなっても、京大に行ってください、大阪市の博物館にはあるかもしれませんが、では大変。自分事にならないし、動きが起こせないと思います。やはり生物多様性センターみたいなものを構想していくといったこともぜひ盛り込まないと。生物多様性、と百回唱えたら生物多様性になるわけではなく、そこに触れる機会があつて初めて、だと思います。近畿圏ではもう奈良県だけが丸腰で何とかやっている状況。これは植物研究会でも、動物でも、あるいは地質や地形の方々もおっしゃっていることなので、ぜひこの機会に盛り込んでいただきたい。環境省の応援もぜひいただきたいと思います。

(事務局)

3章以降は、関係各課と調整の上で内容を定める予定となっており、その調整は令和5年度を予定しています。具体的な目標については、改定委員からもたくさんのご意見を頂いており、可能な限り盛り込めるよう頑張っていきたいと思っております。

(岡崎委員)

情報の蓄積等、ここに書いてあるようなことは、そろそろ真面目に蓄積していかないとデータが散逸してしまいます。県の中でも河川のアセスデータは良いデータを持っていて、それをちゃんとストックしています。その中で、河川なので植物はあまり良いデータは無いかもしれませんが、鳥だとか魚類だとかは、今ストックしているデータが10年後、20年後にどういう変化をしているのか。せっかく県として委託業務で良いデータを取ってもらっているのだから、そういったものを蓄積する。今回、科学的知見の蓄積を1番目に持って行ったというのであれば、我々学識経験者のところだけではなく、県の中でも過去データをストックしておく。そして聞かれたら、10年前は河川にこれくらいの種数の魚類がいて、それが今こんなに増えた、鳥類の種数が増えたとか、そういったデータを様々な部署で共有するというのも、あるべき姿だと思っています。それを含めて、情報の蓄積という中に、学術情報だけでなく、行政情報も含め、それを使える窓口、場、というものをこの機会に新たな方向性の中に盛り込んで頂けたらと思うのでよろしくお願いいたします。そろそろ方向転換を考えて、その先駆けとなるような方針にして頂けたらと思います。

## 7-2 奈良県特定希少野生動植物ニセツクシアザミの指定解除について(諮問)

(希少種保護のため、地名は非公開)

(坂口委員)

当初専門家が■■のニセツクシアザミを同定したときに、四国の標本と■■の標本の比較をされと思うが、今回、その際の標本の解析などはしたのでしょうか。

(事務局)

一昨年に採取した標本の同定を依頼した国立科学博物館の方が、指定時の標本がある京都大学博物館にて確認し、指定時の種もオオミネアザミであることが確認されています。

(松井委員)

資料には、ニセツクシアザミとオオミネアザミが同種である可能性、同種なのか、近縁の種内分類群なのかはわかりませんが、その可能性が残っているなら、指定解除せずに保護を継続すべきだという意見も書いてありますね。ですが、解除が妥当であるという結論になっている。オオミネアザミは紀伊半島に固有の種であると書いてありますが、奈良県での分布はどうなっていますか。各所にあって、レッドデータブックには記

載されていない種類だということですか。

(事務局)

オオミネアザミにつきましては、情報不足種としてレッドデータブックに載せられています。正式な調査がなされておらず、どういうカテゴリーに置いたらいいのかわからないという扱いです。現在においても、奈良県のどこに分布しているか、詳細不明です。

(松井委員)

情報不足種ということは、通常の植物研究グループ、あるいはアマチュアの人が歩き回って見たところでは、情報が得られていない。それは非常に希少である可能性もあるわけですね。奈良県中シカだらけですから、食べられて個体数が抑えられている可能性もありうる。■■で増えた、減ったというのは、個体群の考え方でいうと、これは単一の個体群、一つの点です。20くらいの点があるのだったら全然かまわないでしょうが、その個体群が、オオミネアザミを代表する個体群として今知りうる限りの唯一のものであるのだとすれば、それは注視して無くならないようにしなければならない。大丈夫だという根拠が、環境省がシカの個体数調整を頑張っているからということになっていますが、環境省のお金が切れたらどうするかということは書かれていない。そういう対策が無くても個体群が維持されているというのが本来の正常な状態なわけだから、それを条件緩和の根拠とするのは不適切ではないでしょうか。オオミネアザミが情報不足種だというのは、放って置いていいということではなく、結構危ないかもしれないという認識の方が正しいのではないかと思います。私は分類学者ではないので、岡崎委員のご意見を聞きたいです。

(岡崎委員)

我々がレッドデータを作った際には、文章で記録はあるけれど標本が何処に保管されているのかわからない、非常に古い標本はあるがその後全く採られていないなど、いろいろなものを情報不足種としたと思います。オオミネアザミについては、多分、一回採られたがその後全く採られていない、あるいは文章で記載があるけれどその後のフォローがなされていない、しかしあってもおかしくないということで情報不足種になったように思います。逆にオオミネアザミのようにレアなものが今生きていたんだという感覚です。

今1集団と言われましたが、これから他で別の集団が見つかったら外しても良いけれど、ひょっとしたらここにしか無いかもしれない。逆にニセツクシアザミなら外した方がいいかもしれないけど、新たにオオミネアザミとして指定をかけてやらないと、シカが減っているうちはいいけれど、また増えた時には、本当に知らないうちに消えていた種になるのかな、と思いました。こちらとしては、オオミネアザミはどうするのかという検証をやっていただけないかと思います。

オオミネアザミならオオミネアザミで、しばらく様子を見ていかないと。情報不足種が、わからなかったものが、ここで出てくるというのは非常にうれしい。情報不足としてリストから抜かないで良かったです。

(松井委員)

100個体まで前後まで減ったというれっきとした事実がある。そうすると、その集団はボトルネックを受けているから、遺伝的には非常に単調なものになっている可能性があります。もっとも極端な場合、絶滅寸前種がワンクローンだったという例があるそうですが、オオミネアザミが100個体まで減った集団だと言うことは、やはりよく認識しておくべきではないかというのが私の意見です。

(坂口委員)

ニセツクシアザミが見つかったときは、ここでしか確認されていなくて、非常に希少な種だと。今、シカ対策によって、仮にこれがニセツクシアザミであれば、増えているので外そうとなった。一方で、オオミネアザミは紀伊半島特有の種で、ここでは増えているけれど、その生息にとって、シカの食害が強いインパクトを与えているのであれば、どちらかという県域広く、シカの状況とオオミネアザミの状況を比較して整理しなければならない。だから、ここでシカが減っていてこれが増えているという評価ではなく、奈良県全体のシカが同じようなトレンドで減ってきているから他も大丈夫だと推測する必要があるのでは。オオミネアザミ自体がそもそもどう分布しているかにもよるので、あくまでコメントですが。

(岡崎委員)

オオミネアザミは、■■にはたくさんあるのですか。

(松井委員)

それほど見たことはないですね。

(岡崎委員)

ニセツクシアザミの標本が採られていないということは、本当に奈良県にはないのでしょうか。

(松井委員)

その可能性があると思います。

(坂口委員)

ニセツクシアザミではないというところは多分、それでいい。

(松井委員)

それでいい。そこはそれほど問題ではないと思います。

オオミネアザミを同程度に希少であるので、また指定したいという起案をすれば、それは別件であるということは理解できますが、ニセツクシアザミが実はオオミネアザミの影武者、錯誤であったわけで、同じ過程をたどっている集団で厄介だから、指

定するのはやめておこう、みたいに聞こえますが、そうではないのですね。

(事務局)

特定希少野生動植物の指定に関しましては、一般の方を含めて指定の申し出をできる制度があります。そのため、指定したいという話が上がってきたら、また専門家に御議論いただくということになります。

(坂口委員)

ニセツクシアザミは■■にもともといなくて違う種だと。今制度上指定されているのはニセツクシアザミで、それはいないので、それを外すというのが決定事項。オオミネアザミについてはまた別途検討する必要があるのではないかとということで、それは改めてご検討いただく、ということ。

(深町委員)

指定解除は慎重にして頂きたいと思いましたが、もともと無いものについて解除というところについては問題ございません。

(松井委員)

諮問事項については、付帯意見として、オオミネアザミをどうするのか、という意見があると言うことを書いていただきたい。

(事務局)

オオミネアザミにつきましては、本日の審議会でこのような意見が出たことを希少野生動植物保護専門員会議に持ち帰り検討していただくこととします。

(坂口委員)

それで結構です。

(議長)

それでは、今日の諮問事項につきましては、原案どおり認めることとさせていただきますと思います。

会議録署名

部会長

署名委員